

令和7年度良好な環境を活用した観光モデル事業の公募要領

1. 背景・目的

環境省では、これまで「名水百選」、「平成の名水百選」、「残したい“日本の音風景百選”」などにより、豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の五感で感じる自然や文化（「良好な環境」）の保全活動の推進を図ってきました。近年では、「令和の里海づくり」モデル事業や良好な環境創出活動推進モデル事業を実施し、地域の「良好な環境」の創出を支援しています。また、生物多様性の保全については、30by30 目標の達成に向け、令和5年度から OECM に関して「自然共生サイト」として認定する新しい取組が始まっています。

一方で、これらの保全活動の継続が資金不足や担い手不足等により困難となる等、各種認定・支援を受けた「良好な環境」を継続的に維持管理していくことが課題となっている地域もみられます。

こうした課題への対応策の一つとして、地域で保全を行ってきた「良好な環境」を地域の観光推進に有効に活用することで、得られた資本（ヒト・モノ・資金など）の保全活動への還元により「良好な環境」の更なる創出や継続的な維持管理に繋げ、保全と利用の好循環を達成していくことが挙げられます。豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化については、日本独自のものとして、インバウンドにおいて重要性が高く、地方観光の核として観光地域づくりに活用することが可能です。また、国民のニーズが多様化する中、地域特有の「良好な環境」を活用した観光の推進により、持続可能・リジェネラティブな観光地域づくりを達成し、ウェルビーイングや地域の魅力度の向上、地域活性化を実現することへの期待が高まっています。

こうした状況を踏まえ、環境省では、豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の保全が行われてきた地域において、インバウンド誘客に資する自然資本の磨き上げとその利活用に取り組み、「良好な環境」を活用したインバウンド観光の推進を図ることを目的としたモデル事業を実施いたします。モデル事業は、公募・選定により行います。

なお、本事業は、令和7年度政府予算の成立を前提としております。

30by30：2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標
OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

2. モデル事業の概要

- ◆ モデル事業は、環境省事業「令和7年度良好な環境を活用した観光推進業務」の一環として、当業務の請負事業者（以下、「事務局」という。）から選定団体への請負契約により実施します。
- ◆ モデル事業への選定後、提案内容をもとに選定団体、環境省、事務局の三者で協議を行い、令和7年度の活動計画及び経費の使途を決定します。なお、1団体あたり申請

額（令和7年度）は1,000万円（税込み）以下としてください。また、希望する場合は、最大2年間のモデル事業の実施が可能です。ただし、令和7年度の事業として採択することをもって年度をまたいだ2カ年の予算措置を確約するものではないこと、継続審査の結果、継続しない場合や、減額の可能性があることをあらかじめ御理解、御了承ください。

- ◆ モデル事業の実施に係る経費は、上記により締結する請負契約にもとづく請負費としてお支払いし、請負費は原則として成果物の提出及び契約期間完了後、一括してお支払いします（選定団体の活動のための補助金ではないことに御留意ください）。ご事情によりやむなく中間金等の事前払いをご希望の場合には、請負契約を締結する際に協議することができますが、本事業事務局における審査を経る必要がありますので、認められない場合があることはご了承ください。
- ◆ モデル事業は事務局による伴走支援を予定しております。モデル事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、選定団体、環境省、事務局との打合せや活動への助言等を行いますので、環境省、事務局の助言等を踏まえて事業を実施するようにしてください。また、伴走支援の一環として、選定団体に対して、必要に応じて専門家による事業内容等のコーチング（改善指導等）を取り入れます。

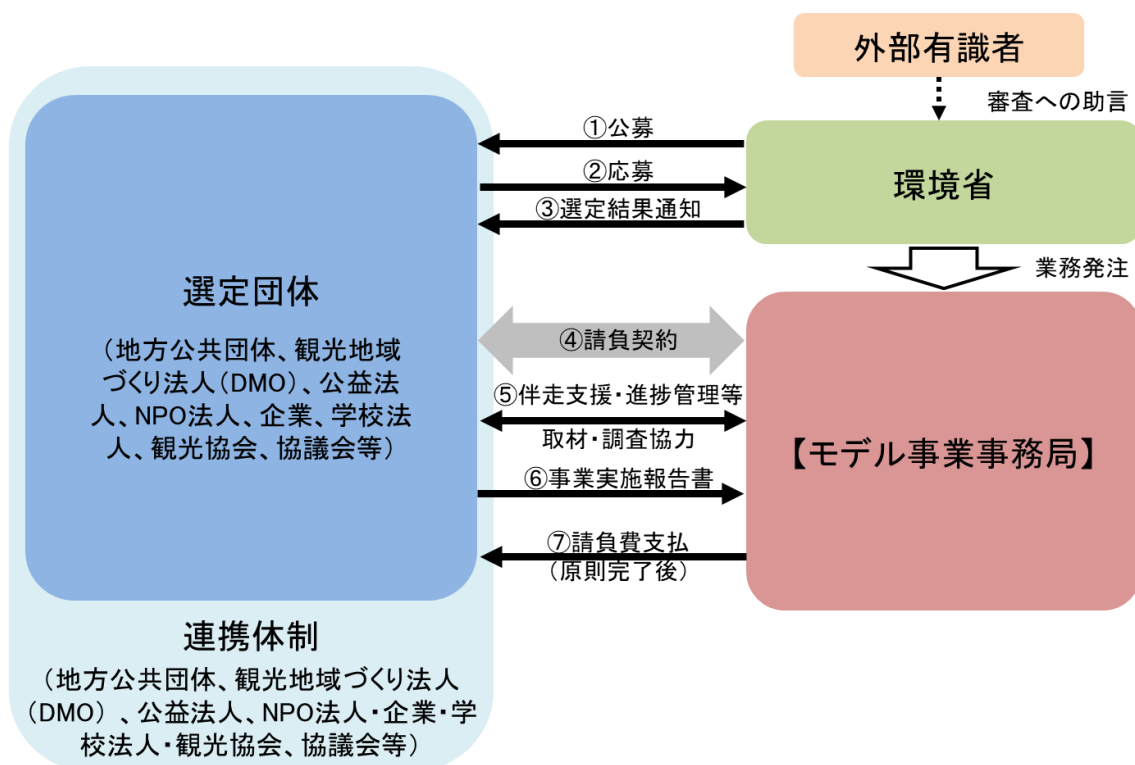


図 モデル事業のスキーム

表 令和7年度のモデル事業実施スケジュール（予定※1）

時期	実施内容
5月以降	・事務局との請負契約、初回打合せ、活動計画の協議等

6月～	・定期的な打合せの実施（現地1回程度、オンライン適宜） ・伴走支援、環境省・事務局による現地調査等 ・専門家によるコーチング（必要に応じて実施）
2月頃	・活動結果報告会
2月末	・最終報告（事業実施報告書の提出）
3月頃	・事業継続審査（2カ年での事業を希望する場合）※2

※1 現時点での予定であり、時期や実施内容は変更となる場合があります。また、本表に記載している内容以外にも、モデル事業の効果を高めるために必要とされたイベント等が追加される可能性があります。

※2 令和8年度の予算確保及び政府予算の成立が前提です。

（1） 実施期間

事務局との請負契約締結日から令和8年2月27日（金）までとします。

なお、令和8年度の予算が確保された場合は、令和8年度も本モデル事業は継続予定です。同一の申請者による事業は原則2カ年までとします。2カ年での事業を希望する場合は、参考に2カ年目（令和8年度分）の実施内容も記載してください。その場合にも、単年度毎に成果を出すことが求められます。また、令和8年度の予算の確保状況、令和7年度の実施状況・実績により、継続しない場合や、上限額が減額となる場合もあります。

（2） 公募対象団体

公募対象団体は、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）・公益法人・NPO法人・企業・学校法人・観光協会等の民間団体、またはこれらを構成団体とする協議会等です。ただし、原則として対象地域に拠点を有する団体とし、事務局と直接契約を締結できる者としてします。

3. 対象事業

豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化（「良好な環境」）を活用した観光推進及び持続可能・リジェネラティブな観光地域づくりを目的として、（1）に掲げる地域において、当該地域で保全されてきた「良好な環境」を対象として、インバウンド誘客に資するための磨き上げ及び利活用を行う（2）に掲げる事業を対象とします。

（1） 対象地域

- ① 名水百選・平成の名水百選に選出された名水を有する地域
- ② 残したい“日本の音風景百選”に選出された音風景を有する地域
- ③ かおり風景百選に選出されたかおり風景を有する地域
- ④ 「星空の街・あおぞらの街」全国大会の開催地域（開催予定地域含む）
- ⑤ みどり香るまちづくり企画コンテストに受賞した企画を有する地域

- ⑥ 自然共生サイトの認定を受けた地域
- ⑦ ラムサール条約湿地
- ⑧ 令和５年度良好な水循環・水環境創出活動推進モデル事業の対象地域
- ⑨ 令和６年度良好な環境創出活動推進モデル事業の対象地域
- ⑩ 令和４年度～令和６年度における「令和の里海づくり」モデル事業の対象地域

(２) 事業内容

- ①「良好な環境」の磨き上げのための調査・検討
- ②「良好な環境」の磨き上げの実践（多言語対応、コンテンツ開発、ツアー造成等）

【事業内容毎の具体的な取組例】

- ① 「良好な環境」の磨き上げのための調査・検討
 - ✧ インバウンド誘客に資する「良好な環境」の掘り起こしやブランディングに係る調査
 - ✧ インバウンド誘客や保全と利用の好循環の実現に当たっての地域の課題の整理
 - ✧ ウェルビーイングツーリズムの観点での来訪者分析やニーズ調査
 - ✧ 地域の自然的特性と歴史・文化・産業の結びつきを踏まえた「良好な環境」に係るストーリー、来訪者に打ち出すべきメッセージ、地域としてのブランディングに関する戦略の検討
 - ✧ 来訪者及び地域住民のウェルビーイングの向上にかかる達成目標や望まれる来訪者の体験等の検討
 - ✧ ストーリーや望まれる体験を踏まえたターゲット分析、ツアー販売戦略立案、マネタイズ
 - ✧ 保全と利用の好循環を実現するための利用のルールや、利用の対価が保全に再投資される仕組みづくりに関する検討
- ② 「良好な環境」の磨き上げの実践（多言語対応、コンテンツ開発、ツアー造成等）
 - ✧ 「良好な環境」に係るストーリーを多言語で解説するための訴求力のある素材の作成、環境整備（掲示物や情報媒体の多言語化等）及び人材の育成
 - ✧ 望まれる来訪者の体験を実現するためのコンテンツやツアーの企画・提供、モニターツアーの実施
 - ✧ 利用のルールの実践のための体制構築、普及啓発等
 - ✧ ツアー等の提供・受入体制の強化、国内外のバイヤー等との販路構築、プロモーション

4. 対象となる経費

請負契約の対象となる経費は下記のとおりであって、令和７年度の事業実施期間中においてモデル事業の実施に直接必要な経費とします。なお、事業実施に直接必要でない経費、その他、環境省及び事務局が不要と考える経費は認められませんので減額となり

ます。

【計上できる経費】

- ◇ 事業費（外注費（各種調査、資料づくり、環境整備等）、旅費、会場費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、雑役務費、専門家への謝金・旅費、その他モデル事業実施に直接必要な諸経費、一般管理費）
- ◇ 人件費（上限を全体事業費の3割5分とする。また、事業費で計上することが困難で、かつモデル事業の実施にあたって必要な最低限のものと確認できたものに限って計上することができる。地方公共団体の場合は計上できない。）

【計上できない経費】

- ◇ 事業場等の建物・施設に関する経費
- ◇ 資産等が残る工事に関する経費
- ◇ 20万円を超える機器・備品等に関する経費
- ◇ 1年以上継続して使用でき、モデル事業終了後に財産となるような機器・備品等に関する経費
- ◇ モデル事業の実施に直接関係しない経費

5. 応募方法

（1） 公募期間

令和7年1月20日（月）～同年3月7日（金）17:00（必着）

（2） 応募書類の提出

公募期間内に、以下に示す応募書類①～③を「8.応募先及び問い合わせ先」まで電子メール（ストレージシステム等を含む）にてご提出ください。電子メールで提出することが困難な場合には、予め余裕をもってご相談ください。なお、複数の者で共同して応募する場合には、モデル事業の運営を統括し、契約当事者となる代表機関を定めてください。記載に当たっては、応募書類の注意書きも併せてご覧ください。

【応募書類】

- ① 応募申請書（様式1）
- ② 実施計画書（様式2）
- ③ モデル事業を行う応募団体の定款又は規約等

<実施計画書への記載項目>

1. 本事業への応募理由

取組の背景、目指す地域の姿（アウトカム）、本事業により獲得したい目標・成果（アウトプット）、現在の取組状況とこれまでの実績（保全活動に係る実績を含

む)等を簡潔にお示しください。また、令和7年度以降の取組の展開として、令和8年度以降の具体的な中長期計画等があれば、併せてお示しください。

2. 本事業の対象とする「良好な環境」に係るストーリー

対象とする「良好な環境」の地域における位置付け、保全や利用に係る背景・歴史等を踏まえ、インバウンドへの訴求を念頭に、対象とする「良好な環境」にどのような付加価値が見出されるかをストーリーとしてお示しください。

3. 事業実施計画

1. 及び2. で示された内容を踏まえて、令和7年度に取り組む事業内容、実施方法、スケジュール等をお示しください。

本公募にもとづき請負契約の対象となるモデル事業の範囲が、上記の令和7年度に取り組む事業の一部である場合には、その範囲もお示しください。

2ヶ年で行う場合は、令和8年度の実施計画についてもお示しください。

4. 実施体制と今後の連携イメージ

モデル事業の実施体制と、3. で示されたモデル事業の実施に向けて今後想定されている地域での多様な主体の連携イメージをお示しください。

地方公共団体(※)との連携状況については、「既に連携」の場合は連携先の担当部局や連絡先、具体の活動内容についてお示しください。「これから連携を模索」することを想定している場合は、その体制についてもお示しください。

また専門家等の第三者からの助言を受けることを想定している場合は、その体制(専門家の候補を含む)についてもお示しください。なお、具体的な想定は無いものの、事業の実施に際して専門家等からの助言を希望する場合は、助言を受けたい内容等についてお示しください。

モデル事業実施で外注を想定されている場合は、外注する業務内容と既に予定されている場合には外注先名称・所在地をお示しください。

※本事業は、事業の対象となる「良好な環境」の保全を担当する環境部局等と共同して実施することで、効果的・効率的な事業実施に繋げることを想定しています。そのため、事業の対象の「良好な環境」の保全を担当する環境部局等が存在する場合は、必要に応じて事前に事業の実施可否等について協議いただくとともに、実施体制の中に含まれることが望ましいです。

5. 関連する事業

対象とする「良好な環境」の地域において、応募する事業以外に関連する事業があれば、応募する事業との関連性について図表なども活用しながらお示しください。

6. 支出計画書

モデル事業の支出計画を具体的な内訳・積算を含めてお示してください。2ヶ年で取り組む場合は、令和8年度の支出計画についてもお示してください。ここで記載いただく事業実施に係る経費は、各年度最大1000万円（税込み）としてお示してください。継続希望の場合にも、単年度毎に成果を出すことが求められます。また、令和8年度の予算の確保状況、令和7年度の実施状況・実績により、継続しない場合や、上限額が減額となる場合もあります。

【応募書類の提出形式】

PDF形式、Microsoft Word形式またはMicrosoft PowerPoint形式の電子ファイル

6. 選定団体の決定・通知

(1) 審査方法

応募書類を審査の上、10件程度を選定する予定です。

環境省において応募書類に必要な事項が記載されているか、必要書類が添付されているか等について書類審査を行ったのち、以下(2)の審査基準に基づき、有識者からなる検討会で審査を予定しております（審査は非公開。審査に関する質問等は受け付けません。）。

なお、必要に応じて事務局から電話またはメールにて応募書類に関する確認を行う場合がありますが、基本的には提出いただいた応募書類が主な評価対象となりますのでご留意ください。

(2) 審査基準

1) 本事業への応募理由

- ・取組の全体像、目指す地域の姿（アウトカム）と、本事業での獲得目標・成果（アウトプット）が、インバウンド誘客や持続可能・リジェネラティブな観光地域づくりに資するものであり、内容が適当か
- ・対象とする「良好な環境」が地域において持続的に保全されてきたものであるか

2) 本事業の対象とする「良好な環境」に係るストーリー

- ・地域の環境や文化的背景を把握できているか
- ・「良好な環境」の付加価値が、地域の環境や文化的背景と結びついたものであり、インバウンドに訴求するものとなっているか

3) 事業実施計画

- ・事業内容が訪日外国人旅行者の滞在期間の延伸、消費額増加、コンテンツの価格の適正化、満足度・リピート率等の向上につながるものであるか。

- ・保全と利用の好循環が達成されるものであり、持続可能・リジェネラティブな観光地域づくりの観点で具体的なメリットを生み出す事業となっているか
- ・目指す地域の姿（アウトカム）と、本事業での獲得目標・成果（アウトプット）が達成できる体制・方法となっているか
- ・事業のスケジュールは提案内容が実施できるものとなっているか

4) 実施体制と今後の連携イメージ

- ・観光関係者だけでなく、保全に係る関係者を含め、地域の多様な機関と連携しているか
- ・専門家等の第三者からの助言を受ける体制が構築されているか
- ・モデル事業実施後も自立的に活動が継続できる体制、多様な世代を巻き込める体制となっているか

5) 関連する事業

- ・関連する事業と適切な役割分担ができているか
- ・関連する事業との連携により、事業効果の向上が見込めるものとなっているか

6) 支出計画書

- ・【計上できない経費】が含まれていないか
- ・事業内容に合致した支出先になっているか
- ・外注が想定されている場合、取組内容の全部または主たる部分が外注されていないか

(3) 審査結果

審査結果は4月下旬頃を目途に応募団体へ電子メールにより通知後、環境省ホームページ等で公表します。

7. モデル事業実施に際しての留意事項

(1) モデル事業の位置付け

本事業は、選定団体の活動に対する補助金や交付金の類ではなく、環境省における調査事業の一環として行うものであり、国費による経費の負担等を通して、モデルとなる取組を環境省と共に作り上げ、その成果を発信等することにより、他地域・他事業への模範的事業としての展開、さらには国内の「良好な環境」を活用したインバウンド観光の推進をするものです。（これによる、全国各地における良好な環境の創出の推進の機運醸成も狙います。）本公募は、この考え方に賛同・理解・協力いただける事業者を募集するものです。

(2) インバウンド誘客

本事業は、国際観光旅客税財源を使用しており、訪日外国人旅行者消費額、宿泊数、

旅行者数等の観光立国推進基本計画の目標達成への貢献を念頭に取り組んでください。そのため、実施計画書には、インバウンド誘客に係る目標又は指標を記載してください。

(3) 事務局等との打合せ等と選定団体による協力

本モデル事業では、環境省、地方公共団体、専門家及び地域の関係者が連携して、「良好な環境」を活用した観光を推進することにより、自然資本の保全と利用の好循環を生み出すことが期待されています。上述の目標の達成のため、事業の選定団体に対しては、適宜 PDCA サイクルを回しながら事業に取り組んでいただき、必要に応じて適切に計画の変更等を行っていただきます。選定団体の要望は最大限尊重しますが、団体の選定過程及び選定後において、事業の内容を申請内容から変更していただくことがあり、申請内容等のおり事業を行っていただくとは限らないことにご留意ください。

上述の目標の達成に向けて、選定団体に対しては、モデル事業事務局の伴走支援を取り入れます。伴走支援の一環として、モデル事業の実施にあたり、当該環境省事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、事務局等の求めまたは選定団体からの要請に応じ、打合せや助言、専門家による事業内容等のコーチング（改善指導等）を行います。コーチングを行う専門家については、環境省、モデル事業事務局及び選定団体において協議の上、選定することといたします。また、モデル事例形成、地域における「良好な環境」の活用・保全に向けた情報発信・推進等のために、選定団体に対して、ヒアリングや、モデル事業に関連する取組の現地調査、取材、シンポジウム等への参加の御協力をお願いすることがあります。

(4) 地方公共団体環境部局等との連携

実施にあたり、対象地域を所管する地方公共団体の環境部局等（対象となる「良好な環境」の保全を担う部局）と連携することが望ましいです。

(5) 申請事項・法令の遵守等

選定団体において、申請した事項が行われない又は守られない場合、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。

また、本事業は、環境省の調査事業の一環として実施することから、各種関係法令を遵守して実施いただくほか、科学的根拠が必ずしも明らかではない場合でも、水質や生物多様性の保全等の観点から、一般論として配慮すべき事項については、厳格な対応を求める場合がありますので、ご注意ください。

(6) 成果物とその帰属

事業成果は、事業継続中の年度末及び事業終了後に事業概要を取りまとめ、環境省 web サイト等で掲載いたします。選定団体においては、再委任契約により実施していた

だくモデル事業の納入成果物として、モデル事業の実施報告書を提出していただきます。その他の成果物については、提案されたモデル事業の内容に応じ、(3)による協議で決定します。

提出されたモデル事業実施報告書をもとに、事務局が作成する環境省事業「令和7年度良好な環境を活用した観光推進業務」の報告書を含め納入成果物の権利（著作権等を含む）は、基本的に環境省に帰属します。また、請負契約によるモデル事業の一環として例えば情報発信・普及啓発ツール等の制作を行う場合、その制作物の著作権等も環境省に帰属します。ただし、選定団体や当該地域で目的に沿った積極的な利用は環境省により許諾され、基本的には利用が制限されるようなことは想定しておりません。なお、従来から選定団体等に権利が帰属するものや、制作物等に引用等された写真、キャラクターなど原著作権者に権利が帰属するものについては、環境省に権利を移転する必要はありません。

(7) 事業終了後の協力

選定した事業については、事業終了後も、本事業で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、「良好な環境」を活用した観光の推進による自然資本の保全と利用の好循環の創出を自ら目指すことが期待されます。そのため、事業終了後も、環境省、若しくはモデル事業事務局から、その後の取組状況についてアンケートやヒアリングなどをお願いすることがあります。

8. 応募先及び問い合わせ先

環境省水・大気環境局環境管理課環境創造室

担当：武藤、五十石、鈴木

TEL：03-5521-8298

E-mail：kankyo-ryoko◎env.go.jp（送信の際は「◎」を「@」に置き換えてください。）

以上